

平成21年1月30日

各 位

株 式 会 社 関 門 海  
代表取締役会長CEO兼社長COO  
谷 間 真  
(コード番号：3372 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役・経営支援部長  
原 真理  
電 話 番 号 06-6578-0029 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年1月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年2月26日開催予定の第20期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、当社株式は同日をもって株式等振替制度に移行しました。(いわゆる株券の電子化)  
これに伴い、当社の定款上、株券を発行する旨の規定が廃止されたものと法律上みなされておりますが、改めて同規定を廃止するとともに、同制度実施に伴い不要となった実質株主、実質株主名簿などの用語を削除するなど、所要の変更を行うものであります。(現行定款第7条、第8条、第9条、第13条、変更案附則第1条、第2条、第3条)
- (2) 上記変更に伴い条数を変更するとともに、その他の字句の整備、変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日     | 平成21年2月26日(木曜日) |
| 定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 | 平成21年2月26日(木曜日) |

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当会社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p><u>3</u> 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第10条</u>～<u>第12条</u> (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する事により、株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>第14条</u>～<u>第37条</u> (条文省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第9条</u>～<u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する事により、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><u>第13条</u>～<u>第36条</u> (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿<br/> <u>管理人の事務取扱場所に備え置き、株<br/> 券喪失登録簿への記載又は記録に関<br/> する事務は株主名簿管理人に取扱わ<br/> せ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載又<br/> は記録は、法令又は定款に定めるもの<br/> のほか、取締役会において定める株式<br/> 取扱規則による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条ないし本条は、平成 22<br/> 年1月6日をもってこれを削除する。</p> |